

定

款

平成二十五年度

法改正により「公益社団法人 筆の友書道会」となる

公益社団法人筆の友書道会 定款(平25・4改正施行)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は公益社団法人筆の友書道会と称する。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を高知県高知市に置く。

(目的)

第3条 本会は書写教育の推進と書道芸術の振興発展をめざし、高知県における書写及び書道の普及振興を図り、もつて県民文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 書写・書道誌の発行及び競書に関する事業
- (2) 書写・書道の展示発表・振興に関する事業
- (3) 書写・書道研修会、講演会の開催
- (4) 各種文化事業への協力
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、高知県において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し事業を推進するため入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
- 3 賛助会員は、本会が発行する書道誌を購読する者とする。

(会費)

第13条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会の決議を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議に基づき、除名することができる。この場合、社員総会の日の1週間前までにその会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年間履行しなかつたとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- 理事 10人以上15人以内
- 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、1人を専務理事、2

人を常務理事とする。

3 前項の会長をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもつて同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によりつて選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第14条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を総括する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を処理する。

5 会長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

6 理事は、理事会を構成し、定款及び社員総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

7 監事は、次に掲げる業務を行う。

監査報告を作成すること。

理事の業務執行状況を監査すること。

(3) (2) (1) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを社員総会に報告すること。

(任期)

第15条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内
で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定し
た額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第4章 社員総会

(種別)

第18条 本会の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

第19条 社員総会はすべての正会員をもつて構成する。

第20条 社員総会は、次の事項について決議する。

(権限)
会員の除名

理事及び監事の選任又は解任

理事及び監事の報酬等の額

貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

解散及び残余財産の処分

その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 通常社員総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があつたとき。

(招集)

第22条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長の前条の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第25条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第26条 社員総会の決議は、出席した正会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は正会員総数の3分の2以上に当たる多数をもつて行う。

会員の除名
監事の解任
定款の変更
解散

(5) (4) (3) (2) (1)
その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決し、また他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 社員総会の議決については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもつて構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

2 本会の職務執行の決定

3 (2) (1) 理事の職務執行の監督

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

2 (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) (1) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があつたとき。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は前条第3項第2号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、その理事会の開催日の7日前までに通知しなければならない。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の変更を行う理事会については他の出席した理事も記名押印する。

第6章 顧問及び参与

(顧問)

第35条 本公司に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

(参与)

第36条 本公司に参与を置くことができる。

2 参与は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(基本財産)

第37条 本公司の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、本公司の基本財産とする。

2 基本財産は、本公司の目的を達成するために善良な管理者の注意をもつて管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(財産の構成)

第38条 本公司の財産は、次に掲げるものをもつて構成する。

(5) (4) (3) (2) (1) 会費
寄付金品
事業に伴う収入
財産から生じる収入
その他の収入

(財産の管理)

第39条 本公司の財産は、会長が管理し、その方法は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第40条 本公司の経費は、財産をもつて支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本公司の事業計画書及びこれに伴う収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、会長が毎事業年度開始日の前日まで

に作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本公司の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

事業報告

事業報告の附属明細書

貸借対照表

損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）（4）（3）（2）（1）書
（6）財産目録
（4）（3）（2）（1）監査報告

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般的の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般的の閲覧に供するものとする。

（公 益 目 的 取 得 財 産 残 額 の 算 定）
理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金分配の禁止)

第44条 本公司は剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第45条 本公司の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会の決議によつて変更することができる。

(解散)

第47条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律第15条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て公益財團法人及び公益財團法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第51条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長にあつては理事会の議決を経て会長が任免する。
4 職員は会長が任免する。
5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(事務局備付け帳簿及び書類)

第52条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

定款

会員名簿及び会員の異動に関する書類
理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
許可、認定等及び登記に関する書類
定款に定める機関の議事に関する書類
収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
事業報告書

監査報告書
その他法令で定める帳簿及び書類
(10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)

第11章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行つたときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の会長は大野定男とする。